

現在開発中の会計基準に関する今後の計画

平成 30 年 9 月 14 日現在において、当委員会が開発中（開発予定を含む。）の会計基準に関する検討状況及び今後の計画は、次のとおりである。

なお、当委員会における会計基準の開発に関する基本的な方針については、平成 28 年 8 月 12 日に公表した中期運営方針を参照いただきたい¹。

I. 日本基準

1. 開発中の会計基準

(1) 収益認識に関する会計基準

（主な内容）

日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、平成 30 年 3 月 30 日に、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」を公表した。

（検討状況及び今後の計画）

企業会計基準第 29 号が適用される時（平成 33 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首）まで（準備期間を含む。）に、収益に関する表示科目や注記事項の定めについて検討することを予定している。

(2) 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

（主な内容）

日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、金融商品の公正価値測定に関するガイダンス及び開示について、IFRS 第 13 号「公正価値測定」を踏まえた検討を行っている。

（検討状況及び今後の計画）

平成 30 年 3 月に、金融商品の公正価値測定について会計基準の開発に着手している。なお、金融商品以外の公正価値測定に関するガイダンス及び開示については、基本的に会計基準の開発に着手しないが、トレーディング目的で保有する棚卸資産等の検討を別途行う予

¹ 中期運営方針については、ASBJ のウェブサイト
(https://www.asb.or.jp/project/middle_plan.html) を参照のこと。

定である。

現在、公開草案の公表に向けた検討を行っているが、目標時期は特に定めていない。

2. 開発中の指針（実務上の取扱いを含む。）

(1) 税効果会計に関する指針

（主な内容）

日本公認会計士協会から公表されている税効果会計及び当期税金に関する実務指針について、基準諮問会議からの提言に基づき、必要な見直しを行ったうえで、当委員会の適用指針等に移管することを目的として検討を行っている。

（検討状況及び今後の計画）

これまでの企業会計基準及び企業会計基準適用指針の公表により、日本公認会計士協会から当委員会への移管は終了している。今後、検討すべき論点が他に存在するかどうかの検討を行うことを予定している。

(2) 一括取得型による自社株式取得取引に係る会計処理に関する指針

（主な内容）

米国で実施されている一括取得型による自社株式取得取引（ASR：Accelerated Share Repurchase）について、我が国企業が実施した場合の会計処理に関する指針を開発することを目的として検討を行っている。本テーマについては、基準諮問会議からの提言に基づき、日本証券業協会の参考人から示された我が国における取引スキームについて検討を行っている。

（検討状況及び今後の計画）

平成 27 年 1 月より検討を開始しており、公開草案の公表に向けて検討を行っているが、現時点において、公開草案の公表の目標時期は定めていない。

(3) 「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の取扱い

（主な内容）

企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の一部が返還される場合の取扱いについて検討を行っている。

（検討状況及び今後の計画）

平成 30 年 8 月 21 日に、企業会計基準公開草案第 62 号（企業会計基準第 21 号の改正案）「企業結合に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 62 号（企業会計基準適用指針第 10 号の改正案）「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適

用指針（案）」（コメント期限：平成 30 年 10 月 22 日）を公表している。

(4) 子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係

(主な内容)

日本公認会計士協会から公表されている会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討を行っている。

(検討状況及び今後の計画)

平成 29 年 10 月より検討を開始しているが、現時点において、開発の目標時期は特に定めていない。

3. 今後、開発に着手するか否かを判断するもの²

(1) 金融商品に関する会計基準

(主な内容)

日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、IFRS 第 9 号「金融商品」のうち、金融資産及び金融負債の分類及び測定、金融資産の減損会計及び一般ヘッジ会計について、会計基準の開発に着手するか否かの検討を行う。

(今後の計画)

会計基準の開発に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に関する意見募集を行うため、平成 30 年 8 月 30 日に、「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」（コメント期限：平成 30 年 11 月 30 日）を公表している。

(2) リースに関する会計基準

(主な内容)

日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、IFRS 第 16 号「リース」について、会計基準の開発に着手するか否かの検討を行う。

(今後の計画)

平成 30 年 6 月より検討を開始している。目標時期は特に定めていない。

4. その他の日本基準の開発に関する事項（適用後レビュー）

² なお、中期運営方針では、「日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みに関する今後の検討課題」として、この他、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」が記載されている。

開示に関する適用後レビューの実施

(主な内容)

当委員会が開発する会計基準の適正手続（デュー・プロセス）は、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）に規定されており、適正手続規則では、適用後レビューの実施が定められている。

当委員会は、「開示に関する適用後レビューの実施計画」を作成し、平成 29 年 12 月 26 日に適正手続監督委員会に報告している。

(今後の計画)

現在、「開示に関する適用後レビューの実施計画」に基づき適用後レビューの作業を実施している。目標時期は特に定めていない。

II. 修正国際基準

(主な内容)

修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）は、IASB により公表された会計基準及び解釈指針についてエンドースメント手続を実施することにより開発するものである。

(検討状況及び今後の計画)

IFRS 第 16 号「リース」等に関するエンドースメント手続を実施し、平成 30 年 6 月 18 日に修正国際基準公開草案第 6 号『『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案』を公表した。平成 30 年 9 月 7 日にコメントを締め切り、今後、公開草案に寄せられたコメントへの対応を検討することを予定している。最終基準化の目標時期は定めていない。

以 上